

**住宅の点検商法**  
**「無料」「特別」気を付けて**

台風や大雨を警戒する季節となりました。そんな中、住まいに関する「点検」を口実に近づき、高額な工事を契約させる手口に注意してください。消費者宅を訪問して消費者の不安をあおったり、十分な検討をさせないまま高額な契約を締結させる悪質商法を「点検商法」といいます。

▼「2,980円で雨どいの掃除をする」と電話で勧誘を受け、安価なのでお願いした。当日、屋根瓦の割れやズレの指摘を受け「今日なら150万円で屋根工事を請け負う」と言われ、契約した。高い契約をしたのではないかと後悔している。契約を解除したい。(75歳 男性)

▼自宅を訪問してきた業者が「お宅の屋根を見ると、瓦のズレや痛みが見受けられた。台風などで屋根瓦が飛んでいくと、ご近所に危害や迷惑が及ぶから、早く処置した方がよい」と不安をあおられ、業者の言うまま高額な契約をしてしまった。(50代 女性)

被害に遭わないためのポイントは次の通り。①点検商法は、点検後のセールスが目的。必要なければ早期に断ること②突然の訪問者を不用意に招き入れない③「無料」「今日だけ特別価格」「キャンペーン中」などの言葉に惑わされない④家族構成など個人情報話さない⑤工事などは多額の費用がかかる。その場で決めずに家族など信頼できる人に相談をする⑥契約前に見積もりを複数取って検討すること。

業者が自宅に点検を装って訪問し、住宅に関する工事などを行った場合、その取引は特定商取引法の規制を受けることとなります。その場合、業者には勧誘の際に、販売目的の訪問であることを消費者に明示することが義務付けられています。また、消費者は契約書面を受領してから8日以内であれば、たとえ工事が終わった後でも、クーリングオフすることが可能です。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。